

4 公有水面埋立法

[公有水面埋立ての免許]

法の趣旨	特定の公有水面を埋立て、土地を造成する権利を設定し、竣功認可を条件として公有水面の公用を廃止し、埋立免許を受けた者に埋立地の所有権を取得させるための手続法である。
免許の必要な行為	<p>公有水面において埋立てを行い、自己の所有地としようとする場合</p> <p>[</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有水面の干拓は、本法の対象である。 ・但し、港湾区域内については、港湾法の対象である。 <p>]</p> <p>※ 公有水面とは？ 河、海、湖、沼、その他の公共の用に供する水流又は水面で国の所有に属するもの</p>
免許権者	知事 但し、埋立区域の面積が50ヘクタールを超える埋立ての免許は、国土交通大臣の認可が必要である。
免許の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土利用上、適正かつ合理的であること。 2 環境保全及び災害防止に十分配慮されていること。 3 公共施設の配置及び規模が適正であること。 4 埋立てを遂行するために、十分な資力及び信用を有すること。 5 埋立てに関する工事の施工区域内に、公有水面に関する権利者がある場合は、当該権利者の同意を得ること。 6 その他
担当機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川区域 本 庁 土木部 河川計画課 出 先 建設事務所 総務部行政課 土木事務所 総務課 2 海岸保全区域 (1) 農地に係る海岸保全区域 本 庁 農林水産部 農村基盤整備課 出 先 相双農林事務所 農村整備部農地計画課 農村整備課 (2) 上記以外の海岸保全区域 本 庁 土木部 河川計画課 出 先 建設事務所 総務部行政課 土木事務所 総務課 3 港湾区域及び漁港区域（海岸保全区域含む） 本 庁 土木部 港湾課 出 先 小名浜港湾建設事務所 管理課 相馬港湾建設事務所 総務課 4 上記以外の一般海域 本 庁 土木部 土木総務課用地室 出 先 建設事務所総務部行政課

手続フローチャート

